

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

第805回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成30年10月5日（金）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（16名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透	

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	4 番 西山 讓
6 番 山本 大	7 番 浦田 久永	

5. 欠席者（2名）

3 番 川島 照久	5 番 細川 秀信
-----------	-----------

6. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

7. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について

議案第2号 農地法第5条許可申請審査について

- 議長 これより、第805回宿毛市農業委員会総会を開会いたします。
本日の「議事録署名委員」の指名を行います。「議事録署名委員」は、6番小川節美委員、7番澤田誠規委員にお願いします。
なお、3番川島照久推進委員、5番細川秀信推進委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規程による欠席の申出がありましたので、報告します。
- 議長 これより議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員より、議案の説明をお願いします。
- 事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
番号12番。場所は2ページと3ページに位置図をつけております。位置図にありますように農地は2ヶ所に分かれており、大字戸内、寺尾集会所から山手に入り、土佐くろしお鉄道宿毛線沿い南側に広がる農地1筆。大字押ノ川、安藤商店倉庫北側に広がる農地のうちの2筆のあわせて3筆です。
親から子への贈与で、取得後は、引き続き田では水稻を作るとの計画が出されております。
本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
今回の3条許可申請は以上になります。
- 議長 続きまして、受付番号12番について、押ノ川地区担当の田村委員より説明をお願いします。
- 田村委員 **【議案書をもとに12番朗読】**
田村委員より発言。
- 議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)
- 議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議 長 これより採決をいたします。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしということですので、「議案第1号」の1件は、許可することに決しました。

- 議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

- 事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。
受付番号13番、所在地駅東町、位置図は5ページになります。貝塚橋の右側の土地、国道バイパスの手前になります。
申請者は、現在、借家に居住しているが、手狭になったため宿毛駅に近い申請地に、一般住宅を建築するものです。
農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。一般住宅建築に伴う農地の転用面積は165.20㎡。資金計画といたしましては、土地取得費300万円、建築費2,580万円、自己資金0円、借入金2,880万円です。
農地区分につきましては、都市計画法による用途地域に指定されている区域内の農地で「第3種農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議 長 続きまして、受付番号13番について、貝塚地区担当の田村委員より説明をお願いします。

- 田村委員 **【議案書をもとに13番朗読】**
田村委員より発言。

- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。
(審議中)
- 議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、「議案第2号」の1件は、意見を附して県に送付することに決しました。
- 議 長 続きまして、協議事項に入ります。
非農地の報告について、事務局と委員よりお願いします。
- 事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。
番号19番。申請場所、所在地二ノ宮。登記地目畑1筆。地図の方は7ページになります。場所は、主要地方道宿毛津島線を進み東製材所の前を通過して左折し、奥に入った左側の土地で、昭和50年頃一般住宅を建築し現在に至る。
以上1件につき、農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 議 長 続きまして、受付番号19番について、二ノ宮地区担当の山本委員お願いいたします。
- 山本委員 **【議案書をもとに19番朗読】**
山本委員より発言。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は

ございませんか。

(審議中)

○議長 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。
非農地証明 1 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしとすることですので、非農地証明 1 件は、証明することに決しました。

○議長 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (県に送付した結果の報告について)

第 8 0 3 回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付した、農地法第 5 条申請 (受付番号 1 1 号) について、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

(農地転用申請 (非農地証明申請含む) に伴う周辺関係者同意書の提出について)

このことについて、これまで宿毛市では、農地転用許可申請を行う場合、農地転用に伴う周辺関係者同意書の書類の提出を求めておりましたが、周辺関係者に関する同意は、隣接する農地の所有者のみに限られていました。

しかしながら、一部の太陽光発電設置において転用後にトラブルが見受けられ、事後の紛争を事前に防止する観点から隣接する全ての土地について農地と同様に所有者の同意を求めることとしました。

時期としましては、平成 30 年 11 月総会開催分 (10 月 11 日申請締切) より受け付ける農地転用許可申請 (非農地証明申請含む) について、周辺関係者同意書には、隣接する全ての土地の所有者の同意が必要になります。

9 月議会の一般質問でも取り上げられており、行政書士にも通知済です。

8月末に宿毛市で開催された、幡多地区農業委員会協議会の席上、問題提起している。非農地証明申請時は当面太陽光発電設置の場合のみ。

○事務局員 続きます、事務局から3点報告いたします。

(平成30年7月豪雨災害義援金の募集について)

先月の総会にてお知らせしましたところ、趣旨にご賛同いただきました委員の方々より義援金をお預かりし、事務局で取りまとめのうえ送金いたしましたので報告します。ご協力ありがとうございました。

(不動産合同公売会の開催について)

幡多広域市町村圏事務組合租税債権管理機構から不動産公売会のお知らせです。8月の総会でもお知らせいたしましたが、昨年引き続き農地物件を中心とした差押不動産の公売会を開催することになりました。

公売会の日程は、ご案内のとおり11月16日(金)13:30受付開始。会場は、四万十市の高知県幡多総合庁舎3階大会議室にて開催されます。公売物件も確定し広報すくも10月号にも公売会開催の記事を掲載、あわせて地区長文書としまして公売会のお知らせ文書を全戸配布しております。

なお、公売会についての問い合わせ先、詳細につきましては幡多租税債権管理機構までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

(次回総会の日程について)

最後は、次回総会の日程についてお知らせします。11月6日(火)午後1時30分から行います。

申請書類受付の締切は11日木曜日、議案送付は月末30日火曜日の予定です。

事務局からは以上になります。

○議長 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは、以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これで第805回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時15分閉会

平成30年10月5日

会　長

農業委員

農業委員